

登校許可証明書について

登校許可証明書は、再登校する際、主治医に記入してもらい、学校へ提出をお願いします。

主な学校感染症の出席停止期間（基準）

- 麻疹（はしか） 熱が下がって3日を経過するまで
- 百日咳 特有の咳が出なくなるまで、又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
- 風しん ほっしん 発疹が消えるまで
- 流行性耳下腺炎 じかせん がつかせん ぜっかせん 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫れが発現した後5日を経過し、かつ（おたふくかぜ） 全身状態が良好になるまで
- 水痘 すいとう ほっしん 全ての発疹がかさぶたになるまで（みずぼうそう）
- 咽頭結膜熱 いんとう 主な症状がなくなって2日を経過するまで（プール熱）
- その他の感染症 症状に応じて医師が感染の恐れがないと判断するまで（溶連菌感染症、感染性胃腸炎など）

登校許可証明書

学 校 名 新発田市立 学校
児童生徒氏名 _____ 年 組 _____

この児童・生徒は、下記の学校感染症により、出席停止していましたが、登校を許可しました。

疾病の診断年月日 令和 年 月 日

登校してもよい日 令和 年 月 日から

医療機関名または医師名 _____

-
-
- インフルエンザA
 - インフルエンザB
 - 百日咳
 - 麻疹
 - 急性灰白髄炎
 - 流行性耳下腺炎
 - 風疹
 - 水痘
 - 咽頭結膜熱
 - 結核
 - 流行性角結膜炎
 - 急性出血性結膜炎
 - 腸管出血性大腸菌感染症
 - その他 ()